

18 大学記念日変更他に関する学則改正（昭和六年四月）

（欄外注記1）

（欄外注記2）

（欄外注記3）

| | |
|---|---|
| <p>昭和六年三月二日 案起</p> <p>主任（森田印）（丸山） （堀口印）</p> <p>学務部長（代理・中原印） 学務課長（中原印）</p> | <p>昭和六年四月九日 案起</p> <p>主任（堀口印）（丸山印）</p> <p>学務部長 学務課長（代理・原村印）</p> |
| <p>進</p> <p>達</p> | <p>下</p> <p>付</p> |
| <p>学則中一部変更 ノ件認可願 中央大学 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達スルモノトス</p> | <p>同上ニ対スル指令 昭和六年三月三十一日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 上記学校 へ送付スルモノトス</p> |

（欄外注記4）

進 達 願

本大学学則及ヒ専門部学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達
被成下度此段及御願候也

昭和六年三月二日

財団法人中央大学学長 原 嘉道 印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

学則改正認可申請書

(欄外注記5)
本大学学則及ヒ専門部学則別紙ノ通り改正致度候ニ付御認可被下度此段申請候也

昭和六年三月二日

財団法人中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 田中隆三殿

中央大学学則改正点

一 第六条 (旧第五条) 従来ノ記念日ハ事実ノ相違ニ付変更セリ

一 第七条 (旧第七条、旧第二十八条)

従来厳格ナル学年制度トシテ不合格者ヲ原級ニ止ムル主義ナリシモ最高学府トシテハ其ノ必要ヲ認メサルニ由リ六年間ニ全課目ニ合格シタル者ニ卒業証書ヲ授与スルコトニ変更セリ

尚ホ奨励ノ為メ随意科目ノ合格者ニ合格証明書ヲ授与スル

コトトセリ (従来之ナシ)

一 第十条 (旧第十条)

従来ノ成跡ニ鑑ミ科目及ヒ授業時間ニ多少ノ改廃ヲ加ヘ一層講義ノ効果ヲ拳ケントス

一 第十一条 随意科目ニ合格証明書ヲ授与スル制度 (第八条)

ヲ設ケタルニ由ル

一 第二十三条 (旧第二十三条) 新タニ第二項ヲ設ケタルハ退

学者スラ再入学ヲ許ス規定アルニ対照シ此ノ如キ規定ヲ置クヲ至当ト認メタルニ因ル

一 第二十五条 (旧第二十五条) 受験料ヲ低下セリ

一 第二十九条 第七条ニ付テ記述シタル主義ヲ採用シタルニ由ル

一 第三十三条 (旧第三十一条) 但書ヲ設ケタルハ経済界ノ現

状ニ応セムトスル趣旨ナリ

一 第四十七条 (旧第四十五条) 予科ノ学科課程、其ノ配当及

ヒ授業時間数ニモ多少ノ変更ヲ加ヘタルモ亦大学部ト同シク従来ノ成跡ニ鑑ミタルモノナリ

一 第五十六条 (旧第五十五条) 但書ハ第三十三条ノ改正ト同

趣旨ナリ

一 第七十六条 (旧第七十八条) 従来ノ規定ハ退学処分ヲ同種

学校ニ通知スルコトトナリ居レルモ第七十七条 (旧第七十七条) ノ退学処分ニ付テハ其ノ必要ヲ認メサルニ由ル

一 附則 従前ノ学生ニ対シ新規程ヲ其ノ儘ニ実施スルコトハ困

難ナルヲ以テ二学年以上ハ従前ノ規定通りトシ漸次新規程

ニ從フモノトシテ制定セリ但シ大学部ノ厳格ナル進級制度ニ付テハ学生ノ利益ノ為メニ新規程ニ依ルモノト為セリ

追言 専門部ノ規程改正ハ大学部ノ規程改正ニ準シタルモノナリ

学則改正理由

現行学則実施ノ從來ノ經驗ニ鑑ミ且時代ノ進運ニ伴ヒ学課科目中多少ノ加除ヲ為シ又学年ノ配当ヲ變更シ且試験ノ制度ニモ變更ヲ加フルヲ至当ト認メタルニ由ル

学則改正案

中央大学学則及ヒ中央大学専門部学則ヲ別冊ノ通り改ム（現行学則添付）

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ予科ヲ置ク

第三条 大学ニ大学院ヲ置ク

第四条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第五条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日（七月八日）

第七条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十一条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書を交付ス

第八条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第九条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第十条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

| 必修科目 | 第一 学 年 | | 第二 学 年 | | 第三 学 年 | |
|--------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 科目 | 授業時間数 | 科目 | 授業時間数 | 科目 | 授業時間数 |
| 憲法 行政法各論 二親族法 二 | 科 目 | | 科 目 | | 科 目 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

学証ヲ差出スヘシ

第十七条 保証人ハ成年人者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ

モノトス

第十八条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届

出ツヘシ

第十九条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修

学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第二十条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十一条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其

ノ期間第十九条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコト

ヲ得

第二十二条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学业劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一箇年間欠席シ又

ハ正当ノ理由ナク一箇月以上欠席シタル者

第二十四条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十四条 第七十六条、第七十七条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四箇月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メ

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以

上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十八条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十一条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十九条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十三条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十三条又ハ第二十四条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十一条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十三条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十四条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス
休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十五条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十六条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十七条 入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十八条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

大学卒業者ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十九条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第四十条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十一条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十二条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付

卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十三条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ

一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十四条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特

選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内

ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ

年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得シテ他ノ業務ニ就クコトヲ

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト

キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十三条ノ規定ヲ適用セス

第四十五条 第十六条乃至第二十四条第三十四条第一項及ヒ第

三十六条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予科

第四十六条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十七条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如

シ

第一予科

| 科目 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 |
|--------------|------|------|------|
| 倫理 | 一 | 一 | 一 |
| 国語、漢文 | 六 | 五 | 五 |
| 第一外国語(英若ハ独) | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 第二外国語(英、独、仏) | (二) | (二) | (二) |
| 歴史 | 三 | 四 | 二 |
| 地理 | 二 | 二 | 二 |
| 数学 | 二 | 二 | 二 |
| 自然科学 | 二 | 二 | 二 |
| 体学 | 二 | 二 | 二 |
| 操 | 二 | 二 | 二 |
| 毎週授業時間数 | 一六 | 一五 | 一五 |

第二予科

| 科目 | 第一学年 | 第二学年 |
|--------------|------|------|
| 倫理 | 一 | 一 |
| 国語、漢文 | 五 | 五 |
| 第一外国語(英若ハ独) | 一〇 | 一〇 |
| 第二外国語(英、独、仏) | (二) | (二) |
| 歴史 | 四 | 二 |
| 哲学 | 二 | 二 |
| 心理学 | 二 | 二 |
| 数理 | 二 | 二 |
| 法制 | 二 | 二 |
| 経済 | 二 | 二 |
| 体学 | 二 | 二 |
| 操 | 二 | 二 |
| 毎週授業時間数 | 一五 | 一〇 |

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十八条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者
- 七 外国人ニシテ前各号ノ一ニ相当スル学歴ヲ有シ且中学校四学年修了程度ノ試験ニ及第シタル者

第二予科

- 一 中学校卒業者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者
- 四 外国人ニシテ前各号ノ一ニ相当スル学歴ヲ有シ且中学校卒業程度ノ試験ニ及第シタル者

第四十九条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

- 一 中学校卒業者
- 二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第五十条 入学ノ許可ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 第十三条乃至第二十四条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十二条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十三条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十四条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十五条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十六条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘ

シ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其
ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五円)

第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十七条 第三十一条及ヒ第三十四条乃至第三十六条ノ規定
ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十八条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル
者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十九条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ
給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第六十条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実ア
ルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留學生

第六十一条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシ
テ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年
額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十二条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第六十三条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書
ヲ差出スヘシ

第六十四条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署

シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第六十七条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第六十八条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

第七章 学生心得

第六十九条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第七十条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セ
サルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴
ノ挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故
アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第七十四条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具

シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十五条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十六条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学

校ニ通知ス

第七十七条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、

其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業

スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ

ル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試

験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於

テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ

科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正

科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其

ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間欠席シ又ハ正當ノ事由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円) 第二期 九月(金三十円)

第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ

直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

- 憲法 行政法 刑法 民法 商法
- 訴訟法 国際法 政治学 経済学 財政学
- 商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ

第三十条但書及ヒ第三十一条乃至第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為メニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス
落第者ハ更ニ一年以上修学ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著

ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ

挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ

遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具

シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等级

校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課

程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ

学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学

年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験

ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於

テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリ

シ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

(朱書)

〔現行〕

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学ハ法律、政治、経済、商業ニ関スル學術ノ理論

及ヒ応用ヲ教授シ並其蘊奥ヲ攻究スル所トス

第二条 本大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設

ケ大学予科ヲ附置ス

第三条 学部ニ於テハ法律、政治、経済、商業ニ関スル學術ノ

理論及ヒ応用ヲ教授ス

大学院ニ於テハ学部ニ於テ教授スル學術ノ蘊奥ヲ攻究セシム

大学予科ニ於テハ各学部ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ

教授ス

学部ハ昼間夜間ノ二部教授トシテ大学予科第一予科ノ授業ヲ

昼間トシ第二予科ヲ夜間トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月十一日)

第六条 各学部ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第七条 各学部ニ三年以上在学シテ卒業シタル者ハ其学部ニ從

ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得但第二条ニ依ル転学者ハ他校在学ノ学年ヲ通算ス

第二章 学部

第八条 各学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第九条 学部ヲ分チテ左ノ三トス

一、法学部

二、経済学部

三、商学部

第一節 学科課程

第十条 各学部ノ必修科目、選択科目、随意科目、其配当及ヒ

毎週授業時数左ノ如シ

第一 法学部

| 必修科目 | 第一学年 | | 第二学年 | | 第三学年 | |
|-----------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 科目 | 毎週授業時数 | 科目 | 毎週授業時数 | 科目 | 毎週授業時数 |
| 憲法 | | | | | | |
| 三民法(物權及債) | | | | | | |
| 四民法(相続) | | | | | | |
| 二 | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------|---|--------------|---|-----------------|---|
| 民法(総則、物權、債權、総論、親族) | 二 | 刑法(各論) | 二 | 商法(手形、海商) | 四 |
| 刑法(総則) | 二 | 民法(総論、親族) | 二 | 商法(各論) | 二 |
| 外国法(英法、独法ノ内) | 四 | 民法(総論、商行為) | 六 | 民事訴訟法(第二編乃至第八編) | 四 |
| | | 民法(会社、保險) | | | |
| | | 民事訴訟法(第一編) | 二 | | |
| | | 刑事訴訟法 | 二 | | |
| | | 民事、刑事実習 | 二 | | |
| | | 外国法(英法、独法ノ内) | 四 | | |

選択科目

| | | | | | |
|-----|---|------|---|------|---|
| 経済学 | 四 | 行政学 | 四 | 法理学 | 二 |
| 社会学 | 二 | 国际公法 | 四 | 法制史 | 二 |
| 羅馬法 | 二 | 破産法 | 二 | 国际私法 | 二 |
| | | 財政学 | 四 | | |

随意科目

| | | | | | |
|----------------|---|----|---|----|---|
| 第二外語(英語若クハ独逸語) | 三 | 同上 | 二 | 同上 | 二 |
| | | | | | |

◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ一科目、第三学年ニ在テハ二科目若クハ三科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二 経済学部

| 必修科目 | 第一学年 | | 第二学年 | | 第三学年 | |
|------|------|---------------|------|--------|------|--------|
| | 科目 | 毎週授業時数 | 科目 | 毎週授業時数 | 科目 | 毎週授業時数 |
| 経済学 | 四 | 銀行論(信用、貨幣ヲ含ム) | 四 | 商業政策 | 二 | |
| 政治学 | 二 | 交通政策 | 二 | 社会政策 | 二 | |
| 三農政策 | 二 | 工業政策 | 二 | 植民政策 | 二 | |
| 憲法 | 二 | 財政学 | 四 | | 二 | |

科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り
試験ヲ行フヘシ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金五円ヲ
納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但第十二条ニ
依リ他ノ同等学校ヨリ転学スル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモ
ノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上学長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ
得

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第二十条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ
其間第十八条ノ規定ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スル
コトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
- 二 出席常ナラサル者
- 三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間欠席シ又

ハ正當ノ理由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十四条 第八章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月
以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再
試験ヲ舉行ス

但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合
格トシ不可ヲ不合格トス

第二十八条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ

タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科目ト称スルハ第十条ノ学科課程表ニ依ル

第二十九条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第三十条 学部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十一条 授業料ハ一学年金百十円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(四十円) 第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三条 学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 大学院

第三十六条 大学院ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 本大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ

本大学ノ卒業生ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シテ差出シ當該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 大学院学生ノ在学ハ其年限ヲ定メス二年以上在学スル者ハ研究シタル事項ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ総テ学位規程ニ依ル

第三十九条 大学院学生ハ各研究室ニ於テ学長ノ指定スル指導一教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四十条 大学院学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別実習ヲ為サシムルコトアルヘシ大学院学生ハ学長ノ許可ヲ受ケ各学部ノ講義実習等ニ出席スルコトヲ得

第四十一条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十二条 大学院学生ハ研究料トシテ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 第十五条乃至第二十四条ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 大学予科

第一節 学科課程

第四十四条 予科ヲ分チテ第一予科及ヒ第二予科トス修学期間

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-------|
| 数 | 自 | 商 | 心 | 体 | 第二外国語 |
| 学 | 然 | 業 | 理 | 操 | (独逸語) |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 法 | 同 | 簿 | 同 | 同 | 同 |
| 学 | 経 | 簿 | 簿 | 簿 | 簿 |
| 通 | 済 | 簿 | 簿 | 簿 | 簿 |
| 論 | 通 | 簿 | 簿 | 簿 | 簿 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 論 | 上 | 記 | 論 | 論 | 論 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |

第二節 入学、休学及ヒ退学

第四十六条 大学予科ニ入学ヲ許スハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

(一)中学校四学年修了者(二)高等学校尋常科修了者(三)高等学校高等科入学資格試験合格者(四)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(五)文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者(六)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

(一)中学校卒業者(二)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(三)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十七条 左ノ各号ノ一ニ該当シ前級各科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学ヲ許ス

(一)中学校卒業者(二)高等学校高等科一学年修了者(三)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(四)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

定シタル者

第四十八条 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ
第四十九条 第十五条乃至第二十四条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第三節 試験

第五十条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十一条 不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リテ仮ニ進級セシムルコトヲ得此場合ニハ再試験ハ毎年九月之ヲ舉行ス但再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 引統ギ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五十三条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行ス但学年試験以外ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 大学予科ニ入学スル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(金三十五円) 第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十二条乃至第三十五条ハ大学予科学生ニ之ヲ

準用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学生中学術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第五十八条 給費生ハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ其特遇ヲ解ク

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第六十一条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与ス

第六十二条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第六十三条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第六十四条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツ、三月賦返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第六十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受

ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十八条 本大学卒業者ニシテ學術優等、品行方正ニシテ将来學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十九条 出校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第七十条 出校スルトキハ必ス学生証(抹消)ヲ携帯スベシ若シ之ヲ携帯セサル者ハ退場ヲ命ス

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十四条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十五条 欠席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ經過シ其理由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲罰

第七十六条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アル

トキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第七十七条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改

悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルト

キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

中央大学専門部学則

第一章 総則

第一条 本大学ニ専門部ヲ置キ法律、政治、経済、商業ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

第二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日（十一月十一日）

第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ

一、法学科

二、経済学科

三、商学科

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

第一 法学科

| 科目 | 学年 |
|-------|------|
| 法学通論 | 第一学年 |
| 憲法 | 第一学年 |
| 行政法 | 第二学年 |
| 民法 | 第二学年 |
| 商法 | 第二学年 |
| 刑法 | 第二学年 |
| 訴訟法 | 第三学年 |
| 破産法 | 第三学年 |
| 経済学 | 第一学年 |
| 財政学 | 第二学年 |
| 国際私法 | 第二学年 |
| 倫理 | 第一学年 |
| 社会学 | 第一学年 |
| 論理、心理 | 第一学年 |
| 外国語 | 第一学年 |
| 随意科目 | 第一学年 |

別科生ハ英語若クハ独逸語、論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、
数学ノ三科目又商学科ニ在リテハ更ニ英語ノ試験ヲ行フコ
トアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ
尚ホ前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但
受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ隨時
入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタ
ル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大
学ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ
其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ
納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年人者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付責ニ任スヘキモノ
トス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滯
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ
得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其
間第十七条ノ規定ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコ
トヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
- 二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間欠席シ又
ハ正當ノ事由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月
以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ挙行シ毎年九月追試験及ヒ再

試験ヲ挙行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円

ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第二十七条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ

タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年

配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第

三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又

ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科

目ト称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学ス

ルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在

学スル者亦同シ

第四節 学費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金三円

ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

但当月割金七円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円) 第二期 九月(金三十円)

第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学

以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除

セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテ

ニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付

セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ

受クルコトヲ得ス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中学術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依

リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給

与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ

其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシ

テ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以

内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ

学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認

ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一ケ年目ヨリ毎月貸費

ヲ受ケタル半額ツツ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若ク

ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受

ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ

情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ學術優等品行方正ニシ

テ将来學術ノ攻究ニ従事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与

シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治学

経済学 財政学 商業学

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十一条 入学期ハ毎年四月トス但臨時入学ヲ許スコトアル

ヘシ

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学

院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル

者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力

アル者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部

正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

第五十四条 第十四条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十五条 研究科ノ授業料ハ一ケ年金三十三円トス但其納付

ニ関シテハ第三十一条乃至第三十五条ヲ準用ス

第五十六条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス但一

般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第五十七条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但場合ニ依リ更

ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十八条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十

円ヲ納ムヘシ

第五十九条 研究科ノ試験ニ及第シ法学科ヲ卒業シタル正科生

ハ中央大学専門部法学士ト称スルコトヲ得経済学科ヲ卒業シ

タル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称スルコトヲ得商学

科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコト

ヲ得

第四章 学生心得

第六十条 出校スルトキハ必ス制帽ヲ戴キ制服、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第六十一条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサル者ハ入場ヲ許サス

第六十二条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十三条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第六十五条 三日以上欠席スル者ハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十六条 欠席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

為スコトヲ要ス

第五章 懲罰

第六十七条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壊シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第六十八条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十九条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルト

キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

(欄外注記1)

「収受未学第一三四三号」施行三月二日

(欄外注記2)

「判決四月十日」施行四月十日

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「東京府収受・昭和六年三月二日・未学第一三四三号」

(欄外注記5)

「東京府収受・昭和六年三月二日」

〔昭和六年 学務課 私立学校 第一種 冊の六十二 314 B112〕